

伊達市内で事業を営む皆さんへ

省エネ設備への更新に **最大 50万円** 対象経費の2分の1を補助します！

助成は先着順です。予算が無くなり次第受付を終了します。

補助対象者

令和5年4月1日より前から市内で事業を行っている、中小企業基本法上の中小企業者、小規模企業者、個人事業主

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人などは対象外になります

対象設備

市内の本店、支店または営業所などの事業所に設置している設備の更新が対象です。

対象品目		省エネ基準目標年度	省エネ基準
エアコン	家庭用	2027年度	省エネ基準達成率100%以上 または、同等以上の省エネ効果があることを製造業者などが証明したもの。
	業務用	2015年度	
冷蔵庫 冷凍庫	家庭用	2021年度	
	業務用	ショーケース:2020年度	
ショーケース以外:2016年度			
LED照明 (電球のみの更新は対象外)		2020年度	

※「新品」かつ「市内の自社以外の事業者が発注・支払を行う事業」で、補助金の交付の決定を受けた日以後に購入または発注をし、令和7年1月31日までに設置・代金の支払が完了したものに限りま

補助対象経費

設備の購入、運搬、設置、更新にかかる撤去費用

※消費税及び地方消費税は対象外

申請の流れ

①事前申請(受付期間:令和6年8月5日～9月13日)

交付申請書、見積書などを担当に提出してください。審査後、市が送付する交付定通知を受け取った後に着手してください。交付決定前に購入などを行った場合、補助金の対象外になりますのでご注意ください。



②実績報告(提出期限:事業完了後30日を経過する日か、令和7年1月31日までのどちらか早い日まで)

実績報告書、領収書、設備更新後の施工(設置)場所の現況写真などを担当に提出してください。審査後、補助金を交付します。

お問い合わせ先

伊達市経済環境部商工観光課商工観光係
伊達市鹿島町 20-1(保健センター2階)
TEL:0142-82-3209

提出書類・要綱など、詳しい内容は
市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.date.hokkaido.jp/hotnews/detail/00008084.html>

